

## 公益社団法人日本栄養士会 特定分野認定制度

### 食物アレルギー管理栄養士及び栄養士認定制度に係る規則

#### (目的)

第1条 食物アレルギー管理栄養士及び栄養士認定制度（以下「本認定制度」という。）は、アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）第1条に定める下記の目的に呼応して、公益社団法人日本栄養士会（以下「本会」という。）が、食物アレルギー疾患による事故の防止と食物アレルギー疾患の治療に適うとともに、栄養学上適切でかつ良質な食事のあり方を保ちうる給食管理、栄養管理その他の栄養の指導を行ううえで必要にして十分な専門的で実務的な知識・技能があると認められる管理栄養士又は栄養士を認定し、もって、これら認定に係る管理栄養士及び栄養士の地域社会における活動をとおして食物アレルギー疾患を有する者の安全で稔り豊かな食生活の実現に寄与することを目的とする。

#### 記

「この法律は、アレルギー疾患を有する者が多数存在すること、アレルギー疾患には急激な症状の悪化を繰り返し生じさせるものがあること、アレルギー疾患を有する者の生活の質が著しく損なわれる場合が多いこと等アレルギー疾患が国民生活に多大な影響を及ぼしている現状及びアレルギー疾患が生活環境に係る多様かつ複合的な要因によって発生し、かつ、重症化することに鑑み、アレルギー疾患対策の一層の充実を図るため、アレルギー疾患対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師その他の医療関係者及び学校等の設置者又は管理者の責務を明らかにし、並びにアレルギー疾患対策の推進に関する指針の策定等について定めるとともに、アレルギー疾患対策の基本となる事項を定めることにより、アレルギー疾患対策を総合的に推進することを目的とする。」

#### (認定の種類)

第2条 本認定制度で認定する食物アレルギー管理栄養士及び栄養士は、食物アレルギー栄養士（給食管理分野）と食物アレルギー管理栄養士の二種とする。

- 2 食物アレルギー栄養士（給食管理分野）とは、主として集団給食の分野において、食物アレルギー疾患による事故の防止に適うとともに、栄養学上適切でかつ良質な食事のあり方を保ちうる給食管理を行ううえで必要にして十分な専門的で実務的な知識・技能があると認められる管理栄養士又は栄養士として本認定制度による認定を受けた者をいう。
- 3 食物アレルギー管理栄養士とは、食物アレルギー疾患を有する個々人の特性に応じた同疾患の日常的な治療に適うとともに、栄養学上適切でかつ良質な食事のあり方を保ちうる栄養管理を行ううえで必要にして十分な専門的で実務的な知識・技能があると認められる管理栄養士として本認定制度による認定を受けた者をいう。

#### (認定委員会)

第3条 本認定制度の運営を掌らせるため、本会に、認定委員会を置く。

- 2 認定委員会は、次の業務を行う。

- 一 研修等プログラムの開発
  - 二 認定試験の問題の作成及び決定と同試験の可否の判定
  - 三 課題、活動実践報告書等の審査
- 3 認定委員は、第2項の業務を行うにあたって必要な学識と経験のある者のうちから、本会会長が任命する。
  - 4 認定委員会委員長は、委員の互選によって選出する。
  - 5 認定委員の数は、10名から12名とする。
  - 6 認定委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 7 認定委員は、再任することができる。
  - 8 認定委員会委員その他試験に関する事務を行う者は、その事務を実施にあたり、秘密を守り、厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

(運営等小委員会)

- 第4条 認定委員会は、前条第2項第1号の業務を補佐させるために次の第1号の小委員会を、また、前条第2項第2号の業務を補佐させるために次の第2号の小委員会をそれぞれ設ける。  
(本条の両委員会を総称して、以下「運営等小委員会」という。)
- 一 食物アレルギー栄養士（給食管理分野）小委員会
  - 二 食物アレルギー管理栄養士小委員会
- 2 運営等小委員会の委員は、認定委員会が選定する。
  - 3 運営等小委員会の構成及び運営については、別に定める。

(認定試験)

- 第5条 認定試験は、食物アレルギー栄養士（給食管理分野）と食物アレルギー管理栄養士のそれぞれについて、以下の各号の事項が習得されているか否かを判定するものとする。
- 一 食物アレルギー疾患の原因、発症機序、症状、症状への対処、治療に関する基礎的で専門的な知識
  - 二 食物アレルギー疾患による事故の防止に必要な知識と技能
  - 三 食物除去の考え方と手法に関する基礎的で専門的な知識
  - 四 食物除去を行う際に栄養学上適切でかつ良質な食事のあり方を保つために必要な知識と技能
  - 五 その他、食物アレルギー疾患に対応した給食管理、栄養管理その他の栄養の指導を行ううえで必要な知識と技能
- 2 食物アレルギー管理栄養士につき実施する認定試験では、前項の各事項に加えて、食物アレルギー疾患を有する個々人の特性に応じた同疾患の日常的な治療に関与し若しくはこれを支援するうえで必要とされる十分な知識と技能が習得されているか否かを判定するものとする。

(食物アレルギー栄養士（給食管理分野）の認定)

- 第6条 食物アレルギー栄養士（給食管理分野）の認定は、第2条第2項の業務を適切に行う者として次の各号に該当し認定試験に合格した者についてこれを行う。

- 一 管理栄養士あるいは栄養士の免許を有していること
  - 二 本会の会員であること
  - 三 管理栄養士あるいは栄養士としての実務経験3年以上あること
  - 四 本会の実施する指定の研修を修了していること
  - 五 別に定める審査に必要な書類を所定の方法で提出し、その内容が適正であること
- 2 食物アレルギー栄養士（給食管理分野）認定の有効期間は、認定の日から5年間とし、5年ごとにその申請によって更新することができる。ただし、有効期間中であっても、本会を退会した場合認定資格は失効とする

（食物アレルギー管理栄養士の認定）

第7条 食物アレルギー管理栄養士の認定は、第2条第3項の業務を適切に行う者として次の各号に該当し認定試験に合格した者についてこれを行う。

- 一 管理栄養士の免許を有していること
  - 二 食物アレルギー栄養士（給食管理分野）の資格を有していること
  - 三 本会の実施する指定の認定研修を修了していること
  - 四 別に定める審査に必要な書類を所定の方法で提出し、その内容が適正であること
- 2 食物アレルギー管理栄養士認定の有効期間は、認定の日から5年間とし、5年ごとにその申請によって更新することができる。ただし、有効期間中であっても、本会を退会した場合認定資格は失効とする

（名 簿）

第8条 公益社団法人日本栄養士会事務局（以下「事務局」という。）に公益社団法人日本栄養士会 特定分野認定制度食物アレルギー管理栄養士及び栄養士登録名簿（以下「登録名簿」という。）を備え、食物アレルギー認定管理栄養士及び栄養士の認定に関する事項を登録する。

（食物アレルギー栄養士（給食管理分野）並びに食物アレルギー管理栄養士の認定証）

第9条 食物アレルギー栄養士（給食管理分野）並びに食物アレルギー管理栄養士の認定は、登録名簿に登録することによって行う。

- 2 食物アレルギー栄養士（給食管理分野）並びに食物アレルギー管理栄養士の認定を行ったときは、これを表記した証書（以下「認定証」という。）を交付する。

（認定の更新）

第10条 認定の資格更新に必要な研究業績及び研修業績とその単位数は別に定める。

- 2 食物アレルギー栄養士（給食管理分野）並びに食物アレルギー管理栄養士の認定を受けた者は、初回更新までに本会生涯教育基本研修必須20単位を修了する。
- 3 食物アレルギー管理栄養士の認定を受けた者は、食物アレルギー管理栄養士の更新をもって、食物アレルギー栄養士（給食管理分野）の更新を行ったこととみなす

（食物アレルギー管理栄養士及び栄養士の称号の付与）

第11条 食物アレルギー栄養士（給食管理分野）又は食物アレルギー管理栄養士の称号を付与された者は、パンフレット、ポスター、名刺等相当な補法によりこれを表示することができる。

（不正行為）

第12条 試験に関して不正の行為があった場合には、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、その者について、期間を定めて試験を受けさせないことができる。

2 前項の不正行為に関与した委員については、その職務の執行を停止し、必要に応じて委員会から除籍することができる。

（認定の取消し等）

第13条 食物アレルギー栄養士（給食管理分野）又は食物アレルギー管理栄養士が、次の各号のいずれかに該当するときは、認定委員会の意見に基づいて、認定を取り消す。

- 一 食物アレルギー栄養士（給食管理分野）並びに食物アレルギー管理栄養士の資格を返上したとき
- 二 食物アレルギー栄養士（給食管理分野）並びに食物アレルギー管理栄養士の更新をしなかったとき
- 三 第10条を満たさないとき
- 四 管理栄養士免許（又は栄養士免許）を返上又は取り消されたとき
- 五 認定後、第12条第1項に該当することがわかったとき

（食物アレルギー管理栄養士及び栄養士認定の欠格条項）

第14条 次の各号のいずれかに該当する者には、認定を行わないことがある。

- 一 罰金以上の刑に処せられた者  
ただし、罰金を納付した日、又は刑期が満了した日の翌日から起算して5年を経過した者を除く。
- 二 前号に該当する者を除くほか、管理栄養士及び栄養士の業務に関し、社会通念上著しく逸脱した行為があった者、又はそのおそれがある者

（規則の変更及び見直し）

第15条 この規則は、認定委員会の審議を経て、理事会の決議により変更することができる。

（規程への委任）

第16条 この規則を施行するために必要な事項は、規程に定める。

附 則

この規程は、2018年10月14日から施行する。